



パリ国際芸術都市（Cité Internationale des Arts）利用者募集要項 2023-2024

フェリス女学院（以下、「本学院」という。）は、使用权を所有するパリ市所在のパリ国際芸術都市（Cité Internationale des Arts）の部屋の利用者として、**音楽関係の活動・研修を行うもの**を次のとおり募集します。
但し、新型コロナウイルス感染の状況によっては、途中で募集を停止することがあります。また、利用者として決定しても、キャンセルとなる可能性があります。

利用期間	1 年間
応募資格	1．本学院教員
	2．フェリス女学院大学大学院修了生（利用時）
	3．フェリス女学院大学卒業生（利用時）
	4．本学院同窓生
	5．本学院関係者より推薦を受けた者
提出書類	（1）願書（本学所定）
	（2）研修・活動計画書（本学所定）
	（3）研修先又は指導教授等の受入証明書
	（4）語学力を証明する書類
	（5）本学院関係者による推薦書（本学所定）
	応募資格 2、3 に該当する方のみ
	（6）フェリス女学院大学（大学院）における単位修得証明書及び卒業（修了）証明書 応募時に在学中の場合は、成績証明書及び在学証明書を提出してください。 応募資格 2 に該当する方は、学部の実績証明書も必要です。 必要に応じて、本学から(1)～(6)以外の書類提出を求めることがあります。 応募資格 1 及びそれに準ずると認められる方は、(3)～(5)の提出が不要となる場合があります。
提出先	フェリス女学院大学 総務課
	〒245-8650 横浜市泉区緑園 4 - 5 - 3 E-mail : u-soumu@ferris.ac.jp
提出時の留意点	【郵送または窓口提出】 封筒に「パリ国際芸術都市利用申請書類在中」と明記すること。 【E-mail での提出】 メールの件名を「パリ国際芸術都市利用申請」とすること。
選考方法	書類審査

2023 - 2024 年度募集内容

募集人数	1 名
利用期間	2023 年 9 月～2024 年 8 月末
提出期限	2023 年 2 月 24 日（金）
利用候補者選定通知	2023 年 3 月中旬（予定）
利用者決定通知	2023 年 5 月（予定）

出願ご予定の方は、本学所定の書類(1)(2)(5)をお送りしますので、E-mail にてお申し出ください。



利用候補者としての選定後の手続等

音楽学部教授会において、パリ国際芸術都市利用候補者として選定された後の手続等は以下のとおりです。

■ パリ国際芸術都市理事会への推薦に関する手続

利用候補者選定通知書受領後 10 日以内に、次のものを大学事務部総務課に提出してください。

(利用候補者選定通知は、2023 年 3 月第 3 週を予定しています。)

(1) A CV	英語又はフランス語
(2) Portfolio — A document presenting the career of the artists with their latest concerts and recordings, press articles, video links, etc.	英語又はフランス語
(3) A residency project — One page presentation of the goal the candidate intend to reach during her residency.	英語又はフランス語
(4) The residency application form 大学事務部総務課から書式を提供します	英語又はフランス語
(5) パスポートの写し	—
(6) 本学院宛誓約書 大学事務部総務課から書式を提供します	日本語

■ パリ国際芸術都市理事会において利用者として許可を得られた後の手続

1 . 手続金の納付

大学事務部総務課に手続金 5,000 円を納付してください (納付方法については、別途お知らせします) 。

2 . パリ国際芸術都市への提出・納付等

パリ国際芸術都市の規則に従って、次のものを提出または納付してください。

期日等の詳細は、パリ国際芸術都市の事務局から直接ご本人に連絡があります。

(1) 誓約書

(2) 1 か月分のアトリエ使用料の保証金

(3) アトリエ使用料及び所定の維持費

参考 : (2022 年度月額料金)

アトリエ使用料 : 489€ または 511€ | ピアノレンタル料 アップライト : 86€ グランドピアノ : 102€ 等

■ ビザの取得

以下のサイトを確認し、各自で手続きをしてください。審査期間が長くなることもありますのでご注意ください。

(在日フランス大使館) <https://jp.ambafrance.org/-Japonais-> | TEL : 03 - 5798 - 6000

■ パリ国際芸術都市滞在の延長を希望する場合

1 年に限り認められます。延長を開始する月の 6 か月前までに利用延長願 (本学所定) を提出してください。音楽学部教授会において再審査し、延長が認められた場合に限り、パリ国際芸術都市理事会に延長の申請を行います。

■ 研修報告書の提出

パリ国際芸術都市利用終了後 1 か月以内に研修報告書 (本学所定) を提出してください。